

告 示

埼玉県告示第千八十一号

測量計画機関である公益社団法人埼玉県農林公社から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

公益社団法人埼玉県農林公社

二 作業種類

三点基準点測量

三 作業地域

羽生市大字藤井下組地内

四 作業期間

令和六年八月二十二日から令和七年三月二十八日まで